

石川県公報

平成 24 年 3 月 28 日 (水曜日)

号 外

(第 17 号)

目 次

告 示
石川県景観計画の変更

(都市計画課) 1

告 示

石川県告示第153号

石川県景観計画の一部を次のとおり変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により変更後の石川県景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、変更後の石川県景観計画は、平成24年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成24年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川県景観計画の変更の概要

景観形成重点地区として、能登町春蘭の里地区（変更後の石川県景観計画の図書に定めるとおりとする。）を指定する。

2 縦覧場所

石川県土木部都市計画課

